

令和3年度道徳教育推進拠点地域事業について

義務教育指導課

1 趣旨

市町の道徳教育の拠点となる中学校区・義務教育学校において、市町の道徳教育に係る施策を踏まえて、「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）を要とした各教科等を通じた道徳教育を推進する実践研究及び道徳科の指導方法や評価方法などの実践研究を行い、それらの成果を県内に普及することにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

2 概要

- (1) 県教育委員会は、上記1に示す趣旨の下、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を受託し、本事業を実施する。
- (2) 県教育委員会は、以下の内容を市町又は市町教育委員会への委託により実施し、市町教育委員会に当該事業に係る費用を、予算の範囲内で措置する。

